

平成 18 年第 5 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 18 年 7 月 31 日第 5 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 24 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の欠席議員（ な し ）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 竹内 享一 局長補佐 藤谷 博之
議事調査係長 佐藤 正之 主 査 佐々木 美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山 忠長	助 役	横山 昭
教育長	三浦 博	企業管理者	佐々木 勝利
総務部長	須田 正彦	市民部長	池田 史郎
健康福祉部長	笹森 和雄	産業部長	岩井 敏一
建設部長	金子 則之	教育次長	小柳 伸光
ガス水道局長	須田 登美雄	消防長	高橋 誠
総務部総務課長	齋藤 隆一	財政課長	佐藤 好文
観光課長	長谷山 良		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成18年7月31日(月曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第4号 財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告について
- 第4 議案第100号 秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第5 議案第101号 平成18年度にかほ市一般会計補正予算(第3号)

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長(竹内睦夫君) ただいまの出席議員は24名です。定足数に達していますので、会議は成立します。ただいまから平成18年第5回にかほ市議会臨時会を開会します。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

これから本日の会議を開きます。

申し上げますが、議場内が若干暑いようですので、上衣を脱ぐことを許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、3番市川雄次議員、4番池田好隆議員を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。議会運営委員長の報告を求めます。3番、議会運営委員長。

【議会運営委員長（3番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君）おはようございます。

午前9時より議会運営委員会を開催しております。内容につきましては、本日の臨時議会の日程についてです。本日の日程につきましては、1日限りということで話し合いを終えております。

以上です。

議長（竹内睦夫君）ただいま議会運営委員長より日程についての報告がございました。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日間としたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君）異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、報告第4号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についてから、日程第5、議案第101号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）までの3件を一括議題といたします。

朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君）おはようございます。きょうは大変お忙しい中を御参集いただきまして、ありがとうございます。

御承知のように、TDKの野球部が全国都市対抗野球に出場することになりましたので、関連する補正予算などを提案しておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、議案の要旨について申し上げます。

報告第4号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についてでございます。財団法人にかほ市開発公社の平成17年度決算及び平成18年度事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものでございます。

議案第100号でございます。秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についてでございます。秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の中に同組合を脱退及び加入並びに名称を変更する団体が生じたことに伴い、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第101号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）についてでございます。先ほども申し上げましたが、第77回全国都市対抗野球大会へ、東北代表としてTDK公式野球部が出場することになりました。市としても、市民の応援団を派遣して、選手の皆さんを激励したいと考え、関連予算を計上したもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,166万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ133億9,186万6,000円と定めたものでございます。

以上、議案の要旨について説明申し上げましたが、補足説明などについては担当の部課長などが

行いますので、よろしく御審議をいただき、可決くださるようお願いをいたします。

なお、象潟中学校の建てかえ事業については、7月21日に校舎本体と武道館の建設について事業採択の内示がありましたので、現在、実施設計に基づいて精査し、象潟中学校建てかえ事業費の補正予算の検討を行っております。また、鉄道横断工事費負担金の変更による農業集落排水事業特別会計の補正予算及び8月2日に入札を行う消防ポンプ自動車の取得について、8月10日に臨時議会の開催をお願いしたいと思っておりますので、このこともよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。

初めに、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 報告第4号の補足説明をいたします。

最初に、5ページをお願いいたします。平成17年度財団法人にかほ市開発公社事業会計決算報告書でありますけれども、その中の平成17年度収入支出決算書であります。

収入の部では、1、事業収入の2の営業外収入でありますけれども、1、受取利息、これにつきましては普通預金と定期預金の利息であります。それから、2の有価証券配当金は羽後信用金庫分の配当金であります。それから、4の繰越金でありますけれども、16年度預金残高で、北都銀行の普通預金と定期預金、そして羽後信用金庫の普通預金、合わせて202万9,115円です。以上で歳入の合計は202万9,523円になります。

次に、6ページの歳出の部分でございますけれども、1の管理費用、1の一般管理費の1、報酬でありますけれども、これは監事の報酬で、監査の実施5回分です。2の報償費につきましては、公社の内規によります役員への入院見舞金です。4の旅費交通費につきましては、役員会出席者の費用弁償の5回分です。それから、5の交際費でありますけれども、これは公社内規による役員の死亡弔慰金です。それから、6の消耗品費につきましては、法人税や理事の交代による登記のための印紙代等です。飛びまして、16の備品購入費につきましては、法人名の変更等による公印の作成費用でありまして、支出済額の総額は12万8,630円です。以上により、収入済額から支出済額を差し引いた18年度への繰越金は190万893円になります。

次の7ページの貸借対照表であります。資産の部では、流動資産の普通預金と定期預金で190万893円で、有価証券につきましては、鳥海鉾立観光株式会社出資の100万円と羽後信用金庫出資金の5,000円の100万5,000円です。

次に、9ページに飛ばせてもらいます。9ページの剰余金の計算書でありますけれども、(1)の前年度未処分利益剰余金、これは16年度からの繰越金でありますけれども、202万9,115円。それから、(2)の当年度純損失、これにつきましては17年度の収入と支出済額の関係ですけれども、12万8,222円となりまして、繰越利益剰余金の年度末残高は190万893円でありまして、これは18年度への繰越金になります。

次に、飛びまして、14ページをお願いいたします。18年度収入支出の予算書でありますけれども、収入では収入合計89万5,000円と見込んでありまして、その下の15ページの支出におきましては、例年の歳出見込額を計上し、収入支出額をそれぞれ89万5,000円としております。

次に、16 ページをお願いします。象潟ねむの丘管理運営受託事業会計の決算書の報告書であります。

飛びまして、19 ページ、17 年度の収支決算書でありますけれども、収入の部であります。1 款事業収入では、予算額 5 億 500 万円に対しまして、決算額は 4 億 9,110 万 7,000 円で、97%の収入率でありますけれども、これにつきましては、天候不順や大雪の影響によるバスツアー客の減少等による売店収入の落ち込みが主な要因であります。2 款の過年度収入では、前年度の売掛金の 118 万円の収入であります。

次に、飛びまして、21 ページの支出の部であります。1 款事業費用では、1 項営業費用でありますけれども、予算執行率は 98%であります。商品や飲食材料の仕入れにつきましては、売れ筋商品や量を見直すなど、仕入れにつきましては在庫品を抱えないように、前年度比で約 680 万円ほど減の売上原価の見直しを行っております。また、光熱水費全体では、前年度比約 299 万円ほどの節減に努めておりますけれども、次のページの 23 ページの 25 目燃料費、これにつきましては灯油の値上がりが大きく影響しまして、燃料費では前年度比約 270 万円ほどの増加を見ているところであります。

次に、飛びまして、27 ページの貸借対照表であります。資産の部でありますけれども、表の左になります。流動資産、これにつきましては、現金に当たる部分というのは、現金を初め当座預金、普通預金、定期預金、売掛金の 5 つでありますけれども、合わせて 4,981 万 9,392 円であります。商品と原材料は期末における棚卸額でありますし、貯蔵品につきましては予備の備品、それからまた、仮払金につきましては、車両 - バスでありますけれども、リサイクル料金であります。

それから、固定資産につきましては、これらはすべて固定資産台帳に記載されている、それぞれの財産金額でありますけれども、一番下の出資金につきましては、たばこ組合への出資金であります。

次に、右のほうの負債の部でありますけれども、流動負債の部の内訳は、買掛金、未払金は収支決算書の未払額に当たる金額であります。それから、預り金につきましては、従業員からの給料から天引きされております各税とか社会保険料等であります。それから、商品券預り金につきましては、ねむの丘商品券の預かり分であります。

それから、その下の資本の部でありますけれども、17 年度の当期純利益 235 万 1,452 円、これには未払い分の法人税等が含まれておるところであります。そのようなことで、16 年度までの未処分利益と合わせて 4,862 万 4,235 円を計上しているところであります。

次に、28 ページの損益計算書であります。売上高につきましては、この表の右のほうにありますけれども、4 億 6,609 万 5,037 円であります。各項目の金額につきましては、収支決算書の決算額と合致するわけでございますけれども、この一番下の雑収入だけにつきましては、収支決算書に計上されています額は消費税が主なものということで、この損益計算書には、消費税を除く本当の雑収入のみの計上であります。

それから、売上原価は、これも右の表の上から 2 番目の数字ですけれども、2 億 4,145 万 6,786 円であります。商品仕入高及び飲食材料仕入高、これにつきましては、収支決算書の決算額から消

費税を除いた額の計上であります。それから、上から5行目にありますけれども、切手仕入れ高、これにつきましては、郵便等の取扱店になっておりますので、その仕入額であります。売上総利益、これは、ただいま説明いたしました売上高から売上原価を差し引いた金額であります。

それから、その下の販売費及び一般管理費につきましては、次の29ページであります。この明細書でありますけれども、収支決算書の支出の部の支出額が転記されておりますけれども、収支決算書のほうには消費税を含んだ金額が計上されておまして、この明細書には、この金額は消費税を除いた金額が計上されております。また、消耗備品、それから修繕費、工事請負費、これらにつきましては、固定資産として減価償却がされているものでありますので、収支決算書の額とは合っておりません。

それから、28ページのほうへ戻ります。それで、営業利益になりますけれども、これは売上高から売上原価と、それから販売費及び一般管理費を差し引いた額でありますけれども、それに営業外収益、この場合は、この営業外収益の雑収入には、消費税の予定納税額と精算による差の還付金が入っております。これらを加えた経常利益が235万1,452円になります。前年度までの繰越利益に当期純利益を加えまして、平成17年度の当期末処分利益は4,862万4,235円になります。

次に、33ページをお願いします。運営受託事業計画書でありますけれども、重点事項といたしまして、1番目は、売場増設工事により、これまで以上の売り上げ増加を図ってまいりたい。それから、2番目には、名産・特産品をそろえ、売れ筋商品である「ゆずぼん」や煎餅、「ねむの花」、ソフトクリーム、ジャージー牛乳、これらを含めた商品の販売促進を図ってまいりたい。それから、3番目ですけれども、東北6県、それから新潟、首都圏への積極的なPR、それと営業活動を行いまして、にかほ市の観光情報を発信してまいりたい。

なお、これまでの営業努力が実りまして、10月には多数の県外からのバスツアーの予約がありまして、その売上額に期待しているところであります。

それから、4番目ですけれども、財団法人設立の目的でもありますけれども、営業活動を通して住民福祉の向上にも寄与したいということでもあります。それから、次の34ページになりますけれども、従業員教育の徹底を図ってまいりたいというのが18年度の重点事項でございます。

次に、36ページになります。平成18年度の収入支出予算書でありますけれども、収入の部では、1款におきまして、事業収入は予算額5億1,020万1,000円で、前年度決算額の4%増で計上をしているところであります。5款の繰入金では、売場の増設工事に係る工事費1,530万8,000円を利益剰余金から繰り入れするもので、収入合計を前年度比3.2%の増としております。

次に、38ページになりますけれども、支出の部になります。支出の部の1項営業費用におきましては、前年度比で1.4%の増加でありますけれども、主なものは、25目、次の40ページの一番上の25目でありますけれども、燃料費の灯油の値上がり分、前年度決算額比約200万円の増であります。

それから、2項一般管理費用におきましては、前年度比で8%の増加でありますけれども、主なものは14目の使用料及び賃借料で、前年度決算額比約149万円の増加でありまして、これは販売管理システムの更新費用であります。

それから、41 ページの下のほうの3 項施設管理費用でありますけれども、前年度比で 80%の増加であります。主なものは、1 目の工事費請負費でありまして、売場増設工事費の 1,530 万 8,000 円であります。

以上が支出の主な内容であります。43 ページに予備費 1,179 万円を計上しているところであります。

次のページの 44 ページでありますけれども、債務負担行為であります。平成 10 年の開業以来使用しておりますレジシステムを更新するもので、18 年度から 7 年間のリース契約であります。利息は 1.4%で、毎年度ごとの支払額は 212 万 4,000 円であります。この機械のメーカーにつきましては、NEC で、サーバーとパソコン各 1 台、ポスレジ 6 台、ハンディーターミナル 2 台のコンピューター等の機器であります。

最後になりますけれども、6 月 27 日に開催されました公社の役員会におきまして、公社の会計年度を、これまでの毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日に終わるとしていたものを、今年度から毎年 10 月 1 日から翌年の 9 月 30 日に終わるとする寄附行為の変更を行っております。このことによりまして、このたび提出しております収入支出予算書は、18 年度 12 ヶ月分の予算計上でありますけれども、今期の予算は 18 年の 9 月末日までの 6 ヶ月間の予算書ということになりますことを御報告いたします。

長くなりましたけれども、以上で報告第 4 号の説明とさせていただきます。

議長（竹内睦夫君） 次に、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 議案第 100 号につきましては、能代市並びに三種町、八峰町の市町村合併に伴う規約の変更、並びに公共団体数の減少でございますので、省略をいたしたいと思っております。続きまして、一般会計の補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

第 77 回都市対抗野球大会が 8 月 25 日から 9 月 5 日まで、東京ドームを会場に開催されますが、東北地区の第 2 代表として、本市の TDK チームは、8 月 30 日の第 1 試合、中国地方代表の東広島市にあります伯和ビクトリーズとの対戦と組み合わせが決まっております。黒獅子旗の獲得に向けて、今回、市民応援ツアー 500 名分の補正予算の歳入歳出それぞれ 1,166 万円をお願いしているものでございます。

なお、皆さんのお手元のほうに、「広報にかほ」での募集は、8 月 25 日現在の確実な線での乗車人員 430 名で掲載させていただいておりましたところですが、きょう、びゅうプラザ秋田から JR の関係から電話がありまして、「あけぼの」号の団体枠が確保されたと連絡がありましたので、予算どおり 500 名の市民応援ツアーを計画いたしましたところでございます。

それでは、6 ページをお開きいただきたいと思います。2 の歳入でございます。19 款の繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金につきましては、586 万 2,000 円を補正するものでございます。

なお、18 年度の繰越金額は 3 億 2,338 万 1,000 円の予定でございます。それに伴いまして、事業に伴う繰り越しの明許繰越金は 2,645 万 6,000 円で、今回の繰越金を計上いたしましたところ、補正 3 号までの分で予算計上の繰越金額は 8,202 万 4,000 円となります。なお、今回以降の補正の繰越見込み金額は 2 億 1,490 万 1,000 円ということになるかというふうに思っております。

また、20 款の諸収入でございます。4 項の雑入 6 目の雑入でございます。579 万 8,000 円の補正の内訳でございますけれども、都市対抗野球応援ツアーの参加料として 4 種類に区分をいたしているところでございます。臨時列車の分といたしまして、233 名、1 人当たりの負担金といたしまして、参加料といたしまして 8,000 円で 186 万 4,000 円、また、「あけぼの」ゴロンとシートということで、28 名分の 1 万円の 28 万円、そして、「あけぼの」の寝台ということで、126 名分の 1 万 5,000 円ということで 189 万円、そして航空機ということで、ANA の団体でございますけれども、98 名分ということで 1 万 8,000 円、金額にいたしまして 176 万 4,000 円で、合わせて雑入といたしまして 579 万 8,000 円の内訳でございます。

続きまして、歳出のほうを御説明申し上げます。3、歳出の 2 款の総務費の 1 項の総務管理費の 1 目の一般管理費でございますけれども、8 節の報償費につきましては、TDK 野球部の激励金といたしまして 100 万円でございます。9 節の旅費でございますけれども、市民応援ツアーの随員職員 15 名分の旅費といたしまして 16 万 2,000 円でございます。12 節の役務費でございますけれども、このものについては、第 77 回の都市対抗野球に関連する新聞広告料で 5 万 3,000 円を予算計上いたしております。13 節の委託料でございますけれども、1,044 万 5,000 円ではありますが、詳細にわたって御説明申し上げます。

臨時列車につきましては、1 人当たり 1 万 6,000 円の金額でございます。240 名分ということで 384 万円、「あけぼの」号につきましては、ゴロンとシート分として 30 名分の、単価としては 1 万 8,000 円の 54 万円、寝台が 130 名分ということで、2 万 5,500 円で 331 万 5,000 円でございます。航空機につきましては、100 名分、これは団体予約の関係で割引になっておりますけれども、往復で 2 万 7,500 円で 275 万円ということでございます。

なお、今回の応援ツアーについては、保険が、死亡・後遺障害については 590 万円、そして、入院日額については 3,000 円、通院日額については 2,000 円、賠償責任といたしましては 100 万円の保険金を今回この予算の中に計上いたしているところでございます。

以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これで提案理由の説明を終わります。

これから報告第 4 号財団法人にかほ市開発公社の経営状況の報告についての質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。

なお、発言は自席で行ってください。18 番斎藤修市議員。

18 番（斎藤修市君） おはようございます。

本件につきましては、既に報告ということで内容的には承認されているものと思います。ただ、これからの開発公社の運営のあり方、仕方、そういうものについて少し御質問をさせていただきたい。

その前に、ちょっとミスプリントがございまして、ページと書いてあります「35」は消してください。それから、真ん中のほうに、「P - 29 ページの販売費」云々のその下の「総額 224,000 千円」に対して、「法廷福利費」の法廷の「廷」がちょっと間違っておりまして、「定」でございますので、改めさせていただきます。

それでは、報告書の中のP - 28の損益計算書においてでございますが、売上高が4億6,610万、売上原価が2億4,150万と。売上高に対して原価が51.8%。ですから、単純計算をしますと、売り上げの総利益というのは2億2,460万、48.2%ということになるわけでございますが、これから販売費、管理費を差し引きますと、この金額から差し引きますと、残りが実際の利益として、営業利益としては62万円だということでございます。それで、販売費、管理費が48.07%、利益率でいけば0.13%と、こういうふうな結果になるわけでございます。ただ、経常利益としては、そのほかに営業外収益という形で173万円、これはありますけれども、これは先ほどの説明にもありましたように、事業努力というんですか、企業努力で出てきた数字ではないと、そのように思っております。したがって、この62万円というものは、当初の予算、計画等々に対して達成しているのか、未達だったのか、いやいや、そういう考え方は持っていないということなのか、その辺の考え方をひとつお聞かせいただきたい。

それから、P - 29の販売費、管理費の明細についてでございますが、総額2億2,400万に対して、先ほど訂正させていただきました法定福利費を含めた人件費というのは9,760万です。全体の43.6%を占めています。通常、利益をふやすためには、この人件費で売り上げを上げるか、もしくは人件費を減らすかと。まあその他の間接費もあるわけでございますが、大きくはこの人件費を減らすかということでございます。これは、今後の運営に対してどのようにお考えか、お聞かせいただきたい。

それから、36ページの18年度の収支予算についてでございますが、この営業収入は5億850万、これが計画でございます。しかし、17年度の実績は、計画5億329万9,000円に対して、実績は4億8,940万7,000円、1,390万の未達ということになります。したがって、17年度の実績対比で18年度の販売計画、営業収入を見ますと、1,910万円の増加をやらないと、これを達成できないというのがその数字から出てくる結果でございます。

これに対して、P - 33のいろいろな施策、先ほど御説明ございましたが、この施策をやることによって、この1,910万円というものを十分にカバーできるのかどうか。これはいろいろな諸問題が当然進行の中で絡んでくると思いますので、必ずしも予定どおりにはいかないだろうとは思いますが、企業として運営をするか、ただ、数値的に結果がこうなりましたという形になるのか、その辺の考え方を聞かせていただきたいと。

それから、18年度の計画の中には、利益剰余金より1,530万8,000円、これを繰り入れとして収入の中に入れてございます。単純にこれが前年度対比でなかったとすれば、逆に収入合計というのは280万、前年度に対し少なくなるというのがこの計画書の中身であると思いますが、これは利益には直接関係ないのかどうか。この辺をあわせて御説明願えればというふうに思います。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 最初の質問でございますけれども、事業外収益の主なものの内容につきましては、空き瓶代の販売代金約123万円と、商業施設清掃協力費、そして公衆電話代であります。一番大きいのは、この空き瓶の販売代金でありますけれども、この空き瓶代につきましては、

瓶代を含めてお酒類を仕入れまして、消費後に空き瓶を売り払うという方法を採用していることからの営業外収入として計上しているわけでありまして、事業外収入とはいいまして、これは従業員の労働力を伴う収入であります。これを、瓶代を含まずに仕入れをしまして、また同一業者に回収してもらうという方法に変えることも可能ではありますが、これまで、これまでのような同じ方法でやってきているところであります。

それから、17年度中の営業でありますけれども、灯油の高騰とか、例年にない豪雪、長かった豪雪に見舞われたことによる観光バスツアーの観光客の減少、こういうことで厳しい年度でありました。その結果、経常利益は235万1,000円と、当初の利益目標の570万8,000円には到底達していないところが現状であります。市民に温泉保養と憩いの場の提供、それから、施設の販売商品や飲食用材料の仕入れ、これらは大部分が、6割からの部分が地元商業者からの仕入れ、それと地域と一体になった施設として事業展開しているわけでありまして、これには従業員の地元雇用を初めとする地域に波及する経済効果、それから住民福祉の向上、これらも含め、財団法人としての設置目的は達成しているのではないかと考えているところであります。

次に、法定福利費等の話になりますけれども、現在のといえますか、3月末の従業員数は、職員が13人、それから臨時職員が5人、パートタイマー27人、アルバイト7人の52名のスタッフで、物品販売を初め、宴会とかレストラン、それから厨房、それからふろ、それから広場の営業、それにバスの送迎、また、設備の管理、そして、事務とかPRのための営業等の仕事を行っているところであります。人件費の占める割合は小売業としてとらえた場合には高い人件費率になっておりますけれども、営業内容のうちの36%が飲食部門であること、また、さらに福祉的要素の大きな低料金の日帰り入浴施設、それから広場の営業を有する施設であることを考慮いたしますと、いたし方ないのかなと思っているところであります。

ねむの丘は、今後とも住民福祉の向上や雇用の促進、そして地元産業の振興、また、観光産業の拠点として位置づけていく必要があるものと思っておりますので、適正な人員配置と経費の削減に努めながら、健全な運営ができるように努力してまいりたいと思っております。

次に、3つ目の質問でございますけれども、18年度は33ページの、このたび御説明申し上げておりますけれども、計画書によりまして事業展開をしてまいりたいというふうに考えております。それで、売り場増築工事、これはこのほど完成しまして、この前、きのう、おとといの土曜日の29日から営業を始めておりますけれども、新しくふえる4店舗の分による売り上げの、これはあくまでも本当の目標金額でありますけれども、1,750万というふうに考えております。

また、観光情報を主に先ほども説明しましたけれども、東北6県とか新潟、首都圏へ積極的に発信しまして、あわせて営業活動も行っておりますけれども、このほど、これまでの日々の営業努力が実りまして、10月から12月にかけて多数のバスツアーの予約が入っているところであります。そういうようなことで、この売り場増築工事について不足する部分は、これら観光バスツアーの食事代とかお土産代、これらも大分大きな金額になるだろうと期待をしているところであります。

そういうようなことで、また一般的にこれらの営業 — この増築とバスツアーで足りない部分につきましては、売れ筋商品の積極的な販売とか、従業員教育の徹底を図るなどしまして、管理運

営受託事業計画を総合的に展開するというようなことで、18年度の営業収入目標額の5億850万円を達成できるように営業努力をしてみたいというふうに考えているところであります。

最後になりますけれども、利益剰余金からの1,530万8,000円を繰り入れしまして売り場増築を行っておりますけれども、この剰余金は過年度から引き続いて積み立てしている利益剰余金でありますので、18年度の単年度の利益等には直接は関係ないのかなというふうに思っているところであります。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 18番斎藤議員。

18番（斎藤修市君） 最後です。ただいまの答弁で、利益の62万云々に対する考え方云々はわかりました。できるだけ、やはり数値ですので、どういう根拠でその利益なり雑収入が出てきたのかということは明確にしておいていただきたいなというふうに思います。

それから、販売費、管理費、この人件費にかかわる売り上げの増大でございますが、御回答のように、なかなか、普通の何ぼ売って幾らというふうなわけにはいかないと思いますけれども、全体の運営の中でこういうことを、基本的なことをお考えでいろんなことをやられているというふうなことが大切じゃなからうかと思しますので、ひとつ、やはり利益を生むんだということが最終的な目的じゃなくて、いろんな市民に対する、何というんですか、利益だけの目標じゃなく、いろんな憩いの場所とか、それから、ふだんの生活の中での潤いとか、そういうものを求めているんですよというふうに理解しましたので、これはそれでいいのかなと思います。

それから、最後の件なんですが、33ページの計画書ですね。この中で、全部が全部とは申しませんが、やはり数値化できるものは数値化して、そして事業計画の中に利益計画として盛り込んでいくと、それがどのような結果になるかというのは実際にやってみなきゃわからないことはあると思うんですが、それを進める中での管理というんですか、その目標値に対して達成しているのかしていないのか、または見込みがどうなのかと、こういうふうなことをだれがどのようにして管理をしていくんですかと。年度が終わりましたと。結果がこうなりましたという報告じゃなくて、やはり途中でいろんな事業の進捗というんですか、そういうものの管理というものが非常に重要じゃなからうかなと、私はそう思いますので、ひとつ今後の運営の中に、開発公社の運営の中にそういうことを参考までに取り入れていただければ非常にありがたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。

議長（竹内睦夫君） 答弁いいですか。

18番（斎藤修市君） ええ、答弁よろしいです。

議長（竹内睦夫君） 次に、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） この報告について3点にわたって質問します。

1つ目は、収入の関係が会計監査報告、あるいは収支決算書にあります。これだけ見ますと、調定額、収入済額が408円と、そしてあとは繰越金と、こういうふうになっているわけです。この状態でいくと、入るところがなく繰越金を随時繰り入れていくと、繰越金が無くなった場合には、ねむの丘から入るのが、一般会計から入るのかということがあると思うので、その辺の関係。特に

開発公社設立の当時と、それから流れてきて、現在はねむの丘だけになっていると。こういう流れのこともあると思うので、今後こういう状態を続けていく意義が、開発公社設置の意義があるのかどうか。ねむの丘一本に絞っていくというふうな方向もまあ考えられるわけなんです。そういうことを含めて、今後の方策、見通し、現在の公社の存在意義、こういうものについてもお尋ねします。

それから、2つ目は、先ほどの質問の答弁にもありましたけれども、職員は13人と。こうするまでにはかなり努力をしてきているというふうに思われます。職種別の人数がどうなっているか、待遇面では周辺の各事業所等との比較、あるいは市職員との比較等も勘案して行っていると思いますが、その待遇についてもお尋ねします。

それから、臨時職員、先ほどの答弁で5人、パート27人、アルバイト7人というふうなことでしたけれども、これも季節、あるいは受け入れ態勢の時期によって、ふやしたり、あるいは減じたりというふうなこともあると思うんですが、この面での待遇、また採用方法、これがどのようになっているか。それから、職員の健康診断ということも、これ当然予算にもあるし、臨時職員の場合等も通常の正職員と同様に行われているのかどうか、あるいは雇用期間によってその必要がないというふうなことも考えられますが、その辺の兼ね合いがどうなっているか質問します。

それから、42ページに節電システムのことがありましたけれども、そのシステムそのものの概要もちょっと理解できないわけですが、大体こういうものだということで説明も欲しいし、また、これをつけたのでこのぐらい節電効果が上がったと、あるいは上がっているというようなことがはっきりできれば、これは大変いいのでないかというふうに思うので、その効果、あるいはリース料から見てこのぐらい節電効果が上がっていると、こういうことについても、もしわかりましたらお尋ねします。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） ただいまの御質問にお答えいたします。

最初に、開発公社の見通しでありますけれども、村上議員のおっしゃるとおり、開発公社の事業会計の収入は預金利息と出資金の配当だけで、今後ふえる要素はないわけでありまして。そういうことで、設立当初の目的は、地域総合開発計画に基づく、工業用地を初めとする諸用地の取得造成とか、観光施設の建設管理等を行って、その結果、住民福祉の向上に寄与するというものであったものであります。諸用地の取得造成に関しましては、公社としての役割を既に終えたんじゃないかというふうに考えております。現在は象潟ねむの丘の管理運営受託事業が業務のほとんどでありまして、財団形態の法人でなければならぬという必然性はかなり薄れてきているものでありますので、民法法人から商業法人への移行を検討すべき時期に来ているのではないかと考えているところであります。

また、温泉保養センターはまなすと事業内容がかなり重複しておりますので、この2つの施設をうまくかみ合わせた事業運営はできないものだろうかということも検討しなければならないと思っておりますけれども、場合によっては市民から資金を募集いたしまして、民間主導型の事業運営となる方法もあるわけでありまして、今後さらに法人の統合、一体化を検討する必要があると

かと思っているところでもあります。いずれにいたしましても、市民の皆さんの御理解をいただきながら、高度な知識を必要とする作業になりますので、専門家の指導とか助言をいただきながら、今後検討してまいりたいと思っております。

それから、2つ目の職員の関係でありますけれども、職員が13人になったのは平成17年の5月からであります。職員の職種につきましては、支配人が1人、事務3人、設備が1人、厨房4人、レストラン3人、物品販売1人の13人でありまして、待遇等につきましては、市の要綱といたしますが、それを準用いたしまして、ねむの丘の給与規程等がありますので、それによって対応しているところでもあります。

それから、職員関係の2つ目でありますけれども、臨時職員につきましては5人です。勤務形態につきましては、事務が1人、厨房が2人、物品販売が1人、それから客室が1人ということで、日給月給でありますけれども、期末手当とか社会保険等に加入しているところでもあります。

それから、パートタイマーは27人で、勤務の内容は、事務が1人、設備が2人、厨房3人、物品販売6人、おふろが3人、客室が3人、レストラン3人、それに大分広い広場の管理がありますけれども、その管理運営に6人でありまして、時給の月給であります。そして、少しではありますが、定額の期末手当もあります。その時期時期によりましてけれども、勤務時間は5.5時間から8時間勤務ということで、勤務時間の4分の3以上の場合につきましては社会保険等もあります。それから、臨時職員とパートタイマーで1年以上勤務されている場合は雇用保険等もあります。労災保険は当然全員加入しております。

それから、アルバイトは7人でありまして、厨房が4人、客室が2人、それから清掃とか運転、兼務でありますけれども、1人ということで、これも勤務時間は5.5時間から8時間勤務ということになります。

パート・アルバイトの採用でありますけれども、職業安定所を通しまして一般公募した中から面接いたしまして、その後に採用ということになっております。健康診断につきましては、職員と臨時職員のみということになりますけれども、行政で行っております集団検診、これらに合わせて毎年受診しております。

それから、最後の節電システムの効果等でありますけれども、節電システムを導入したのは平成14年7月からでありまして、その効果は前年の1ヵ年分と比較したものでありますけれども、装置の取り付け前1年間の電気料金は約1,730万円でありました。その後、取り付けしましてから1年間の電気料金は約1,390万円ということで、装置のリース料金は約80万円ありますので、電気料金にいたしまして340万円ほど減少しているというようなことで、リース料金も含めて約260万円の節電といたしますが、節減になっているということであります。以上です。

議長（竹内睦夫君） 12番村上議員。

12番（村上次郎君） 1つ目の法人の一体化ということを検討しているということでしたけれども、これは、ねむの丘だけでなく、はまなすとの関係もあるということで、新たな状況もあるわけで、少し時間がかかる、あるいはかける必要があるような感じを受けましたが、もしこの検討の期間とか、めどというか、この辺までは結論を出したいというふうなことがありましたら、その件

についてお尋ねします。

それから、節電システムですが、効果等はわかりましたが、一口で説明しにくいかもしれませんが、そのシステムそのものはどういうものなのか、一言でできないと、二言になるかもしれませんが、ちょっと口で言いづらい面もあるかもしれませんが、ちょっとこういうものだという説明があったら聞きたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市長。

市長（横山忠長君） 私から少しお答えをさせていただきます。

基本的には、先ほど産業部長がお話ししたとおりでございますが、やはりにかほ市が 100%出資して財団法人と株式会社と、その設置目的が異なるものを運営していくということは、類似の施設を運営していくということは大変これから支障が出てくるのではないかなと私は思っています。ですから、私は、設置目的を十分勘察しながら、株式会社に一本にまとめたほうがいいのではないかなと思っています、株式会社に。そして、できれば、今 100%市が出資しておりますけれども、これを、大半を民間が出資して、そして、例えば新しい宿泊施設を建てることのできるような、あるいはさまざまな事業展開ができるような、そうした組織化を進めたいものだなと思っています。

というのは、こういう形が出てきますと、やはりこれからの観光振興にも大きく貢献していくと思いますので、時期はいつまでとはちょっと言えませんが、できるだけ早くこれから情報を収集しながら検討を進めてまいりたいと、そのように考えています。

議長（竹内睦夫君） 答弁、産業部長。

産業部長（岩井敏一君） 私も詳しいカタログ等を見たわけではありませんので、ただ聞いた話ですけれども、例えば契約電圧といいますか、いろんな機械を一緒に作動したときに、最高額の電圧まで可能だわけですけれども、そういう全部の機械を使わない場合は、何というか、不用な電圧といいますか、そういうものが出てきたときには、自然に自動的にそういう使わない電圧まで下がっていくというようなことで節電になっているという話を聞いたもので、詳しくは私も調べてはおりません。

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第 4 号の質疑を終わります。

所用のため 11 時 15 分まで休憩します。

午前 11 時 3 分 休 憩

午前 11 時 15 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから議案第 100 号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 100 号の質疑を終わります。

次に、議案第 101 号平成 18 年度にかほ市一般会計補正予算（第 3 号）の質疑を行います。質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 募集要項のコピーもありますので、その関連はわかりましたが、募集は 3 庁舎で行い、そして、ツアーについては業務を委託するという形になっていますので、その委託の仕方、あるいは委託先、それから庁舎との仕事の関係、そういうものについてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 応援ツアーの委託先の御質問でございますが、都市対抗野球に出場する T D K 株式会社の関連会社であります、にかほ市の T D K サービス株式会社の旅行センター秋田営業所に委託をしたいというふうに考えております。同旅行センターは、市の委託により仁賀保駅の切符販売も現在行っております。また、過去に T D K 野球部が同大会に出場した際も、旧仁賀保町において応援団の輸送関係の業務も行っており、豊富な経験と実績がありますので、応援ツアーの短期間のまた申し込み及びキャンセルなど、市の要望にも迅速に対応できますので、今回は同旅行センターに委託したいというふうに考えております。

また、その申し込みでございますけれども、3 庁舎で 9 時から正午まで行う予定でございます。今までの実績を見ますと、ほとんど当日の午前中で完売のような状況になっておりますけれども、3 庁舎に職員を張りつけて、そして連絡体制を強化しながら、定員になれば直ちに締め切らせていただきたいというふうに思っているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上議員。

12 番（村上次郎君） そうすれば、申し込まれた分を種別にその委託先、T D K サービスの旅行社のほうに渡して、あとは、その他は市としては特に仕事はないと、こういう形でいくのですか。その辺どうですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 料金の受け払い、並びにキャンセル料については、市のほうが窓口になって対応してまいりたいというふうに考えております。ほかについては、いろいろ手配については、そういう形で 500 名分取れておりますので、T D K サービスのほうとはそんなにあとは提携がなくなるのではないかなというふうには思っております。ただし、いろんな形で随行も、J R のびゅうプラザ秋田、並びに T D K サービスの職員も随行職員として今回添乗していただく予定になっております。

議長（竹内睦夫君） 次に、16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） 最初に、ページの 2 ページ目、今回の事業に当たって、繰越金から 586 万 2,000 円の支出をするわけですが、先ほど、総務部長の説明の中にも触れられておったようですが、繰越金、これは 6 月の定例会の際に市政報告では、およそ 3 億 2,400 万円の黒字決算の見込みだと、そういう市長のお話がありました。当初予算で 5,000 万計上されていますし、補正 2 号では 2,616 万 2,000 円。今回の 3 号補正で 586 万 2,000 円。トータルしますと、およそ 8,200 万、約 8,200 万

円と。繰越金については、自治法の233条の2では、2分の1は積み立てか市債の繰り上げ償還に充当すると。そして、2分の1については－ということになっているわけですが、およそ1億6,200万というふうに計算しておったんですが、先ほどの説明では、残が、これ、聞き間違いかなと思ったんですが、2億1,490万何がしと、そういう説明でした。そうすると、6月の説明と、約2,700万くらい少なくなっているんですが、この辺について、質問とちょっと違いますけれども、内容について伺いたいと思いますし、1億6,200万、およそ2分の1について、どういう方針を持っているものか、伺いたいと思います。これが1点目です。

2点目は、7ページであります。7ページと2ページと関連するわけですが、応援ツアー、先ほど村上議員も聞いていましたけれども、説明も受けましたけれども、もう少し詳しくというか、具体的な公募の仕方と、公募のとり方とか、あるいは人数ですね－人数についても説明がありました。例えば、仁賀保と金浦と象潟の庁舎でそれぞれの4つの臨時列車、あるいはゴロンとシート、あるいは、「あけぼの」B寝台車、それから航空機と。どっと申し込みに行った場合の整理の仕方というか、これも必要なんだと思うんですよ。今までは仁賀保の場合は1つでやっていたから、その場でわかるわけですね。例えば、「あけぼの」に、それぞれの3庁舎の中でごごごごといった場合に、あと2回は、全体で126名ですか、「あけぼの」の場合は、説明では。そうすると、どういうふうにして、象潟だけでいっぱいになりましたよとか、その連絡の仕方がやっぱりきちんとなしないと混乱するんじゃないかと、こういう心配もありますから、その辺どういうふうに考えているのか。

それから、この広報の内容を見ますと、臨時列車、「あけぼの」ゴロンとシート、「あけぼの」B寝台車、航空機、それぞれの内容が、例えば臨時列車というのは普通の座席ばかりなのか、あるいは寝台なのか、内容がよくわからないんですよ。それから、それぞれの人数も広報だけではわかりませんので、これ、やっぱり、きょう31日で恐らくできてしまっていると思うんですけども、わかるような内容、3庁舎のときに何人、何というか、掲示をする際に、この列車はこういう内容ですよ、これはこういう内容ですよと、そして何人ですよと、そういうものをきちんとわかるように書いて、そして、そこに行った場合は、ああ、こういうやつかと、自分で申し込みできる、そういう内容が必要だと、そういうふうに思いますから、その辺もう少しやっぱり、せっかくおめでたい－おめでたいというか、それこそ関心を持っているわけですから、その辺もう少し詳細な内容を伺いたいと思います。

それから、430名が500名になったわけですから、予算的にも変わるわけですね。歳入の諸収入等も。そのものについて、先ほどの説明では、トータルで485名というふうに、私が計算しますととなりますので、その辺、もし変えるようでしたら伺いたいと思います。

それから、過去8回は残念ながら負けているわけですが、今回は意気込みも違いますし、補強状態もいいわけですので、勝ってもらいたい。そういう意味からいうと、勝った場合にどういう対応をするのか、これがもう1点です。

それから、この広報の内容では、TDKとかサテライトの各社の従業員、こういうふうに云々とありますが、TDKの対応の仕方がわかりましたら伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 最初に、繰越金について御説明を申し上げます。平成 17 年度の繰越金額は 3 億 2,338 万 1,000 円と申し上げたところでございますが、繰越明許費の財源として 2,645 万 6,000 円ほどが繰越明許費ということで、事業に関連した財源の内訳となります。実質の繰越金額は 2 億 9,692 万 5,000 円でありまして、先ほど私が説明いたしましたのは、予算計上に今回の 3 号まで入れますと、繰越金は 8,202 万 4,000 円ということで、残った繰越金額は 2 億 1,490 万 1,000 円と申し上げたところでございます。

また、この繰越金についての歳計の剰余金の処分についてでございますけれども、このものにつきましては、地方自治法第 233 条の 2 項では、基金もしくは市債に入れなければならないと。ところが、地方財政法の第 7 条では、繰越金額の 2 分の 1 を下回らない金額を翌々年度までに積み立て、または市債の繰上償還に充当していかなければならないということになっておることから、いずれにいたしましても、この繰越金については、一たん 2 分の 1 は財政調整基金に積み立てしながら財源調整をしまいたいというふうに考えているところでございます。

なお、繰越金の処理については、地方自治法及び地方財政法に基づき適切に運用をしまいたいと考えております。

なお、17 年度の予算では、財政調整基金に 5 億 4,000 万、そして減債基金の 6,000 万ということで、合わせて 6 億円ほどを積み立てしておりますけれども、いずれにいたしましても、そういう形で翌々年度までの計画にその積み立ては計上をしまいたいというふうに考えております。

また、TDK の野球のことでございますけれども、申し込み方法等でございますけれども、まず最初に、7 ページの応募方法について具体的に説明をということと、また、勝ち上がった場合の対応についての検討ということでございますけれども、このものについては、応募方法については、3 庁舎で、ある程度の数値の配分をしながら、そして携帯電話を通して申し込み状況を把握しながら適切に対応をしまいたいなというふうに考えているところであります。

また、整理方法についてでございますけれども、このものにつきましては、当日にいろんな条件等を掲載したものを申込者にお配りした後に申し込みをしていただきたいなというふうに思っているところでございます。

また、歳入の方法でございますけれども、485 名ということでございましたけれども、このものにつきましては、随行の添乗員としての職員分が 15 名ありますので、その分を除いた形で予算を計上いたしております。

暫時休憩をお願いします。

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午前 11 時 28 分 休 憩

午前 11 時 29 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開いたします。

総務部長。

総務部長（須田正彦君） TDKの募集方法ということでございましたけれども、前回と同様に TDKの本体並びにサテライト及び家族及び知人に対する募集ということで、今のところ、TDKのものにつきましては、別の臨時列車を仕立てる予定でございます。座席型でございます。TDKのほうは寝台型でなくて座席型で、寝台でありますと340名ほど寝られるんですが、450名の座席型で行く予定にいたしているところでございます。なお、時間のほうも、若干、「あけぼの」、臨時列車とずれた形で運行方法ということで、今、JRのほうで運行ダイヤの変更をやっているような状況でございます。

TDKについては参加料が、費用が5,000円の予定だと伺っているところでございます。

それから、勝ち上がった場合の対応についての検討でございますけれども、30日の第1試合で結果がわかります。第2試合が大変短くて9月2日の第1試合になります。そういうことで、TDKのほうではさらに勝ち上がった場合の臨時列車を、今、JRのほうに予約をお願いしている状況でございますけれども、余りにも短い期間でございますので、まだ返事はいただいているんですが、乗车型的臨時列車ということで、できれば市のほうといたしましても、100名ぐらいの市民の応援団をお願いできないかということで、今、TDKの総務のほうに要請をしている段階でございますけれども、いずれにいたしましても、勝ち上がった場合については何らかの方法でそういう形で対応してまいりたいというふうには考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） わかりました。わかりましたというか、各庁舎に配分ということですが、ちょっと内容までというのは今できない……、できればひとつ教えていただきたいと。

それから、もう一つは、何というか、申し込み金 — 申し込み金というか、1人当たりのいわゆる負担金ですね。負担金の場合に、「あけぼの」寝台の場合は1万5,000円というふうになっています。飛行機は1万8,000円ということになってはいますが、これは、それぞれに市の職員を、いわゆる何というか、添乗員というか、そういうふうにしてやるわけですね。この人の場合は、そうすると、普通の旅費というか、決められた、条例に基づいた旅費で行くと、こういう形になるわけですね。そのあたり、初めて聞きましたので伺います。

あと、それから、勝ち上がった場合、100名ぐらい市としてはTDKの実施するものに入れていただきたいというふうに、市としての予算というのは、これは、ない形で市民からもあった場合は、市として例えば募集をやりながら、そしてTDKのほうに、このぐらいおりましたので何とかお願いしますと、こういう形にならざるを得ないんでしょうか、その辺ひとつ伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（須田正彦君） 1つ目でございますけれども、JRさんのほうから強くそういう旨を言われていますので、注意書きのほうに書いて、わかりやすくしていきたいというふうに思っているところでございます。

2つ目の、添乗員として随行する職員の旅費でございますけれども、今回は日当、車馬賃の打ち

切り旅費にさせていただきたいということで、職員の皆さんには御理解をお願いしたいなというふうに思っているところでございます。

また、3 つ目については、まだそういう形に、T D K のほうと具体的な列車の確保ができておりませんので、詳細については打ち合わせをしておりますけれども、何分、短期間の間ですので、どういう形で市民の皆さんに応募方法を周知するべきかということで、今、相当頭を痛めているところでありまして、これからいろいろ考えて検討してまいりたいなというふうに思っているところでございます。

最後に、3 町分の配分についても、今のところ、きょう J R のほうからその団体枠が取れたという連絡が入りましたので、その分で 500 名に達しましたので、まだ配分方法をもう一度計算しながらやっていきたいなというふうに考えております。いずれにいたしましても、時間帯である程度予約が埋まってくれますと、それで打ち切りをさせていただきたいなというふうに考えていますけれども、あくまで枠で待っているというような状況にはならないのではないかなというふうに考えているところでございます。

議長（竹内睦夫君） 16 番竹内賢議員。

16 番（竹内賢君） いずれ、かなり、何というか、短時間の間にはばって行って、9 時からというふうに言っていますから、あるいは 5 時とか 6 時から並ぶとか、そういう場合も考えられるんじゃないかと、こう思います。そういうものに対してのやっぱり対応の仕方も、せつかくのことですから、困難というか、不満というか、そういうものがないようにしていくべきだと。1 人の場合 4 名までできますよと、こういうふうになっていますから、このあたりも、何というか、うまく不満が残らない、市民の皆さんから、あれ、うまくやったっけとかというふうな形にならないようにすべきだというふうに思うんですよ。その辺については十分な対応をしていくべきだというふうに思います。

それから、T D K の場合は、ここに知人の皆様についてという、にかほ市在住の市民の皆さんで、T D K に知人というのはいない人はいないのではないかと思います。この場合に、どういう形で知人の皆さんという、私たちもそうすれば知人がおりますよと、T D K の職員に知人おりますから、そっちのほうにというふうにしては、そういうことではないわけでしょう。その辺、ちょっとわかりにくいので伺います。

議長（竹内睦夫君） 総務部長。

総務部長（須田正彦君） 混乱のないようにさせていただきたいなというふうに思いますけれども、前回の予約状況を見ますと、1 人で 30 名を取って、並んでいた方が、せつかく自分の番に来たら定員になったということで大変おしかりを受けて、今回は 1 人申し込みは 4 名という形にさせていただいたところでございます。

今までの実績を見ますと、大体 10 時半ころに大体定員になるような状況ですけれども、朝早くから並ぶ方はいないというふうに考えております。

また、T D K については、T D K 及び T D K サテライトに勤めている方で、そういう方の知人であれば申し込みを受けますよという形になっていますので、にかほ市在住という形には T D K のほ

うはいたしていないように理解しております。

【16番（竹内賢君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第101号の質疑を終わります。

これより討論、採決を行います。

最初に、議案第100号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第100号を採決します。議案第100号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第100号秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び秋田県市町村総合事務組合同約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第101号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）の討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 次に、賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第101号を採決します。議案第101号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員でございます。したがって、議案第101号平成18年度にかほ市一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

これで会議を閉じます。平成18年第5回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午前11時41分 閉 会